

令和4年度 宇部市教育・保育利用者負担額（保育料）表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層		副食費徴収免除対象・利用者負担額（月額、単位：円）						
区分	定義	1号認定		2号認定・3号認定				
		3歳以上児		3歳以上児		3歳未満児		
		副食費	教育標準時間	副食費	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯						0	0
B 1	A及びD階層を除き、 市民税非課税世帯	ひとり親・在障（注1）					0	0
B 2		上記以外					0	0
C 11	A及びD階層を除き、 市民税が均等割のみの世帯	ひとり親・在障					5,500	5,450
C 12		上記以外					0	0
C 21	市民税所得割額が 48,600円未満の世帯	ひとり親・在障					12,000	11,800
C 22		上記以外					6,000	5,900
D 11	" 48,600円～57,699円	ひとり親・在障					6,500	6,400
D 12		上記以外					0	0
D 11	" 57,700円～60,999円	ひとり親・在障					14,000	13,800
D 12		上記以外					7,000	6,900
D 11	" 61,000円～77,100円	ひとり親・在障					8,000	7,900
D 12		上記以外					0	0
D 21	" 77,101円～96,999円	ひとり親・在障					22,000	21,700
D 22		上記以外					11,000	10,850
D 23	" 97,000円～126,999円	ひとり親・在障					8,000	7,900
D 3		上記以外					0	0
D 4	" 127,000円～168,999円	ひとり親・在障					22,000	21,700
D 5		上記以外					11,000	10,850
D 6	" 169,000円～197,999円	ひとり親・在障					9,000	8,900
D 7		上記以外					0	0
D 8	" 198,000円～300,999円	ひとり親・在障					30,000	29,500
D 9		上記以外					15,000	14,750
D 10	" 301,000円～396,999円	ひとり親・在障					30,000	29,500
D 11		上記以外					15,000	14,750
D 12	" 397,000円～	ひとり親・在障					38,000	37,400
D 13		上記以外					19,000	18,700
D 14	" 440,000円～539,999円	ひとり親・在障					44,000	43,300
D 15		上記以外					22,000	21,650
D 16	" 540,000円～639,999円	ひとり親・在障					52,000	51,200
D 17		上記以外					26,000	25,600
D 18	" 740,000円～839,999円	ひとり親・在障					61,000	60,000
D 19		上記以外					30,500	30,000
D 20	" 940,000円～1,039,999円	ひとり親・在障					70,000	68,900
D 21		上記以外					35,000	34,450
D 22	" 1,140,000円～1,239,999円	ひとり親・在障					70,000	68,900
D 23		上記以外					35,000	34,450

幼児教育・保育無償化対象

幼児教育・保育無償化対象

※1 第3子以降は徴収免除

- ※ 3号認定の利用者負担額（保育料）には給食費を含みます。
- ※ 2号・3号認定区分による年齢は4月初日時点の年齢です。入園時点での年齢ではありません。また、年度の途中で誕生日を迎えられても年度中は、区分は変わりません。
- ※ 利用者負担額は、4月～8月までは前年度市民税額、9月～3月までは当年度市民税額により決定されます。（住宅取得特別控除、配当控除、電子申告控除などの税額控除がある場合、税額控除前の税額が基準となります。）

該当される場合は、状況を確認できる書類（手帳の写し等）を提出してください。

(注1) 在障

「在宅障害児（者）のいる世帯」をいう。「在宅障害児（者）のいる世帯」とは次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

1. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
3. 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

(裏につづく)

月額表の見方

上段	1人目
下段	2人目

保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設等を利用している子どもの順位。

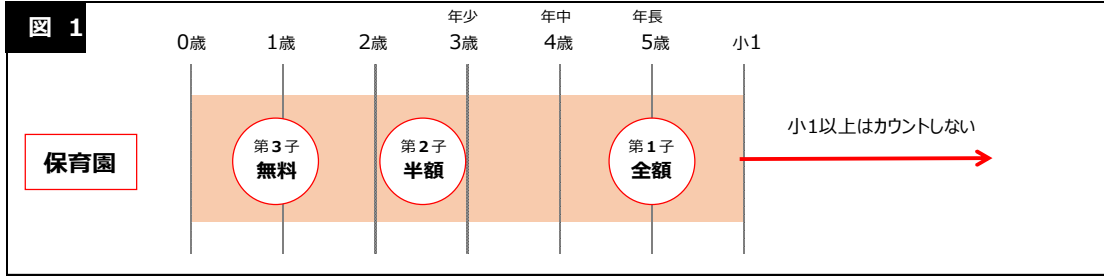
同時入所3人目以降は無料。

多子世帯の利用者負担額軽減について

保育園や認定こども園等にきょうだいが **同時入所** する場合、**最年長は全額、2人目は半額、3人目以降は無料**となります。

- 保育園（小規模保育含む）では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合（成長して小1以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



- 幼稚園では、満3歳から小学校3年までの範囲内に子どもが3人以上いる場合、最年長の子どもから第1子とカウントします。第3子以降は副食費徴収免除となります。
- 認定こども園では、教育標準時間認定を受ける子どもについては幼稚園と同様、保育認定を受ける子どもについては、保育園と同様となります。

多子世帯の利用者負担額軽減

保育園や認定こども園等にきょうだいが **同時入所しない** 場合でも、**市民税所得割額**によっては、**利用者負担額が減額**されます。

（例）C21階層で、同時に2人（0歳児、2歳児）が保育園に入園し、小学5年生のきょうだいがいる世帯

2歳児 14,000円 → 7,000円に減額
0歳児 7,000円 → 0円に減額

保育園の場合

階層	第2子	第3子以降
B	無料	
C11	半額	無料
C21		
D11	全額	無料
D21 D23		
D3 D4 D8	全額	半額

市民税所得割額 57,700円未満

減免について

下記の要件に該当される場合には、利用者負担額が減額となることがあります。詳しくは、保育幼稚園課までお問い合わせください。

- 申請期間

随時。原則として申請月の翌月からの適用となります。

- 申請先

宇部市保育幼稚園課

- 必要なもの

関係書類・印鑑

該当区分	世帯の内容	関係書類等
B階層	特に困窮している世帯 生活保護法に定める要保護者等、特に生活に困窮している世帯	給与明細等収入が分かるもの(直近3か月分)、その他(家賃証明書等)
要件に該当される全ての世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社都合による失業等で大幅な収入の減少があった場合 ● 事故、病気、災害等により、大幅な収入の減少があった世帯 ● 疾病により家計負担が増大した世帯 ● 離婚調停中で配偶者と別居している場合 ● 令和3年、令和4年にひとり親世帯となった場合 	雇用保険受給資格者証、給与明細等収入が分かるもの(直近3か月分)等、収入の減少を証する書類

令和4年度利用者負担額（保育料）口座振替納期限日について

利用者負担額（保育料）は原則口座振替での納付となります。入所が決定した際には各金融機関に設置してあります「口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、ご自身でご提出ください。

4月分	5月2日(月)	10月分	10月31日(月)
5月分	5月31日(火)	11月分	11月30日(水)
6月分	6月30日(木)	12月分	12月26日(月)
7月分	8月1日(月)	1月分	1月31日(火)
8月分	8月31日(水)	2月分	2月28日(火)
9月分	9月30日(金)	3月分	3月31日(金)